【被扶養者の認定申請に必要な添付書類一覧表】

<収入条件>

130万円未満(障害者年金受給者180万円未満)かつ被保険者の年間収入の1/2未満次のような方は被扶養者と認められません。

- ・被保険者の収入によって、生計費の半分以上を維持されていない方
- ・年間収入が130万円(60歳以上または障害年金の受給者等は180万円)以上見込まれる方 *給与のほか各種年金等も収入となります
- ・被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方、別居の場合は被保険者からの送金(仕送り)以上の収入がある方
- ・失業給付、傷病手当金、出産手当金、労災給付金を受給中で、その<mark>受給日額が3,612円(60歳以上等は5,000円)以上</mark>の場合
- ・子の申請時、被保険者より配偶者の年間収入の方が多い場合 〔配偶者も不二家健保に加入の場合を除く〕
- ・国内居住要件を満たさない方
- ※下記の書類以外にも状況によっては、追加書類の提出を求めることがあります。
- ※審査がありますので、関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。添付書類を揃える前に健康保険組合へご連絡ください。
- *病気で就労能力を失っている方は、診断書の提出を、お願いいたします。
- *共同扶養の場合、配偶者の方の収入を証明する書類「源泉徴収票」・「所得証明書」・「育児休業取得証明書(写)」・「出生時育児休業給付金(写)」・「育児休業給付金(写)」いずれかの書類の提出を、お願いいたします。

伯父伯4叔父叔	祖父母	祖父母	※ 以外のものは同一 世帯に属することが条件 - 値父値母 - 叔父叔母 - 配偶者		世帯全員・続柄表記のある住民票(ひとり		無職	就職 自営業		今まで就職していた場合				別居中	年金
			兄姉 弟妹 男姪			親の場合は、戸籍謄本が必要)		給与明細	確定申告 の控及び	雇用保険を 受給しない	雇用保険待 機期間中	雇用保険 受給中	雇用保険に 加入していな 場合	送金証	年金証
2.5K 2.5K 元/明·省					外国の方は在留カードの写し 又は特別永住者証明書の写		井紅/車	(直近3ヶ 月分)又 は雇用契	収支内訳 書の控(税 務署の印 があるも	雇用保険 被保険者 離職票1,2	雇用保険 受給資格	雇用保険受 給資格者証 の基本手当	退職証明書 及び雇用保 険に加入して	明書(現 金手渡 しは不	書と改訂通知書の写
被保険者から見た続柄		異動届	認定伺	第3号被保 険者関係 届	住民票	戸籍謄本	表写)	約書(写)	n.wee	の写及び誓 約書	者証の写し 及び誓約書	日額が記載 されている頁 の写	いなかった証 明書	可)	目の子
配	偶 者	\circ	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子	0	(16歲未搬は不要)	-	0	_	0	0	0	0	0	0	0	(学生は不要)	0
ひと	り親の子	\bigcirc	0	ı	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
父・	母・孫	\bigcirc	0	ı	\bigcirc	0	0	0	\bigcirc	0	0	\circ	0	0	0
祖	父 母	\bigcirc	0	ı	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0
配偶和	者の父・母	\bigcirc	0	ı	0	0	0	0	\bigcirc	0	0	\bigcirc	0		0
配偶者	皆の祖父母	\bigcirc	0	-	\bigcirc	0	0	0	0	0	0	0	0		0
兄弟	弟 姉 妹	\bigcirc	0	-	\bigcirc	0	0	0	\bigcirc	0	0	0	0	0	O
書類の取扱先(参考)		健康保険組合		健康保険組合 又は日本年金 機構	市区町村·学校			事業主	税務署	ハローワーク事業主			金融機関	日本年 金機構	